

令和4年12月（第12回）

## 益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

## 益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年12月12日(月)午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 会議室

3. 出席委員(13名)

1番	荒川 忠一(筆頭代理)	2番	齊藤 保(次席代理)
3番	内田 一正	5番	富嶋 雄治
6番	渡邊 久則	7番	松本 功
8番	上村 直嗣	9番	中村 光博
10番	中川 恭一	11番	渡邊 義幸
12番	坂田 俊明	13番	坂田 成喜
14番	岩村 久雄(会長)		

4. 欠席委員(1名)

4番 松野 隆

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画(農業委員会分)について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画(中間管理機構分)について
日程第9	令和5年 第1回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

農地係長	澤田 洋子	主 査	井 敦子
主 事	上村 洸二		

## 7. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和4年第12回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、4番松野隆委員より欠席の連絡をいただいております。

農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番荒川忠一委員、9番中村光博委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

土地所有者の転用の部が1件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、所有権移転の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。  
次に、賃借権設定の部が1件でございます。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。  
次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。  
賃貸借の部が3件でございます。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。  
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、議事進行を荒川筆頭代理に交代し、退席します。

《会長退室》

(1番委員)

会長に代わり、議事を進行します。

番号1番については、井川寿範推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(井川推進委員)

調査報告いたします。

12月4日に代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター、田植機を所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、甘藷などの野菜で、申請地には水稻を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数20年、年間150日、妻が経験年数17年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、16,021㎡ですので、問題ないと思います。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を

よろしくお願ひいたします。

(1番委員)

只今、番号1番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(1番委員)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(1番委員)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。では会長の入室をお願いします。

《会長入室》

(議長)

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。  
所有権移転の部 番号1番につきましては、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。  
補足説明をお願いいたします。

(8番委員)

12月5日に富永推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。  
今回の申請は、申請者が貸資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、周辺に  
適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているの

ので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、3番内田一正委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

12月7日に吉川推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が特定建築条件付売買予定地として宅地を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、上下水道管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2か所以上の教育施設がある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。  
資力、信用については、特に問題ありません。  
許可後は速やかに工事に着工するそうです。  
申請地の開発許可の見込みもあります。  
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。  
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。  
以上です。  
委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番について内田一正委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、1番荒川忠一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

12月7日に中島推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。  
今回の申請は、申請者が農家住宅の敷地を拡張する案件でございます。  
転用許可基準について、申し上げます。  
まず立地基準についてですが、申請地は、集落に接続している第1種農地であり、かつ、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま



す。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地については以前から宅地の一部として使用されており、今回隣接する農家住宅の売買に伴って違反状態の是正を行うもので、譲渡人からの始末書の添付がっております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、賃借権設定の部 番号1番につきましては、11番渡邊義幸委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(11番委員)

11月30日に岩村会長、中川農業委員、農業委員会事務局と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農作物集出荷場及び農業用資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の

農地の区域内にある第1種農地ですが、転用目的が農業の振興に資する施設であり、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について渡邊義幸委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているの

ので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、使用貸借権設定の部 番号1番につきましては、12番坂田俊明委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

12月2日に坂上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、上下水道管が埋設されている沿道区域で、500m以内に2か所以上の教育施設がある第3種農地であり、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。  
許可後は速やかに工事に着工するそうです。  
申請地の開発許可についても現在、協議を進めており、許可見込みであると伺っております。  
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。  
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。  
以上です。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。  
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げます。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

賃借権設定の部 番号19番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退席をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号19番についてご審議をお願いします。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。  
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。  
関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございしますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思えます。  
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。  
賛成の方の挙手をお願いします。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

所有権移転の部 番号1番につきまして議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退席をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

所有権移転の部 番号1番につきまして、5番富嶋雄治委員に調査をいただいております。

補足説明お願いいたします。

(5番委員)

報告いたします。

11月21日に譲受人と緒方推進委員、熊本県農業公社、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻・大根・西瓜を中心に農業経営を行っており、耕作面積は3町7反ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作していたということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の2町以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、よろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について富嶋雄治委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、日程第9 令和5年第1回委員会の日時について申し上げます。次回は1月10日、午後2時よりJAかみましき益城支所会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。  
閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1 番委員)  
《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月12日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員